



J リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

<p>J リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限の考え方</p> <p>① 緊急事態宣言が発出された区域を除き、2020 年 9 月 19 日から 2021 年 2 月末まで、感染対策上の要件を満たすことで、5,000 人を超え入場可能数の 50%までの入場者が可能となる（前項の政府資料を参照）</p>	<p style="text-align: center;">施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、             <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。</li> <li>飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する（具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。）。</li> <li>業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;施設利用関係&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>施設</th> <th>緊急事態宣言での措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店</td> <td>飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)</td> <td>・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請</td> </tr> <tr> <td>遊興施設</td> <td>バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;イベント関係&gt;</p> <p>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)</p> <p>(その他留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。</li> <li>飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行も、自粛を働きかける。</li> </ul> <p style="text-align: center;">緊急事態措置以外の対応</p> <p>&lt;施設利用関係&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>緊急事態措置以外の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運動施設、遊技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td> <td>・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供</td> </tr> <tr> <td>集会場又は公会堂、展示場</td> <td>・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ</td> </tr> <tr> <td>博物館、美術館又は図書館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需品を除く。)</td> <td>・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ</td> </tr> <tr> <td>サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急事態宣言対象外区域におけるイベント制限のあり方</p> <p><a href="#">12月以降のイベント開催制限のあり方について(概要) (令和2年11月12日)</a></p> <p>J リーグにおける入場者数の制限の考え方と前提となる感染防止策</p> <p>(1) 入場者数の制限の考え方</p> <p>① 緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては、<u>上限 5,000 人もしくは収容率 50%の少ないほうを適用する。それ以外の地域においては、2020 年 9 月 19 日から 2021 年 2 月末まで、収容率 50%を上限とする。</u></p>	施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置	飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請	遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗		施設	緊急事態措置以外の対応	運動施設、遊技場		劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供	集会場又は公会堂、展示場	・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ	博物館、美術館又は図書館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)		遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)		物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需品を除く。)	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ	サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の通達も有効なものは残して整理した</li> <li>● 緊急事態宣言の内容を反映</li> </ul>
施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置																											
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請																											
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗																												
施設	緊急事態措置以外の対応																												
運動施設、遊技場																													
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供																												
集会場又は公会堂、展示場	・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすることの働きかけ																												
博物館、美術館又は図書館																													
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)																													
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)																													
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需品を除く。)	・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ																												
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)																													

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

<p>② 但し入場可能数が 20,000 人以上のスタジアムは 30% 程度からの段階的な緩和に努める</p> <p>③ 飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、5 名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。<u>(超厳戒態勢下ではイスの中央から 1 m 以上あける)。</u></p> <p>④ <u>クラブは、地域の感染状況、スタジアムの形状や特性、感染予防対策の実情等を踏まえ、自治体と相談のうえ、上記①②の範囲内で入場可能数を設定し、リーグに報告する</u></p> <p>⑤ 9 月 30 日よりチケットの Protokol は「<u>厳戒態勢</u>」を適用するが、来場の緩和にあたっては「<u>段階的な緩和のステップ</u>」を運用する</p> <p>* 入場可能数：<u>Jリーグスタジアム基準</u>に定めるホームゲーム開催時に使用可能な数</p>	<p>② <u>ビジターチームが緊急事態宣言区域の場合は、ビジター席は設置しない。</u></p> <p>③ <u>座席は飛沫・接触リスクに配慮し、1 席以上の間隔をあける。なお、5 名以内の同一グループにおいては、隣同士の着席が認められるが、その場合は前後の列を同席ずつあける。( ) 内は削除</u></p> <p>④ <u>緊急事態宣言が解除されたあとも、都道府県ごとに「まん延防止措置」による制限が継続する可能性がある。クラブは、地域の感染状況、スタジアムの形状や特性、感染予防対策の実情等を踏まえ自治体と相談しながら大会運営にあたること。</u></p> <p>⑤ <u>5,000 人もしくは 50% 以下の少ないほうから来場人数の緩和にあたっては、<u>プロトコル 7 (制限付きの試合開催)</u> に定める段階的な緩和のための手続きを踏むこと</u></p> <p>* 入場可能数：<u>Jリーグスタジアム基準</u>に定めるホームゲーム開催時に使用可能な数</p>	
---	--	--

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

## 退場時刻の記録の廃止

No	現行版	2/8 改定	改定ポイント
2	97.ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1)来場時刻、退場時刻を記録する (2)感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する	97.ホームクラブは予め、来場者の一覧表を作成し、当日の管理に役立てる (1)来場時刻を記録する (2)感染者が発生する場合に備えて、来場者全員の連絡先を把握しておく。その際、個人情報を適切に管理する	● プロトコル 6（無観客試合）、プロトコル 7（有観客での試合開催）下での、来場者・設営者等の退場時刻の記録の廃止
3	来賓プロトコル 101.スタジアムへの入退場の管理 (3)来場者名簿を利用して、来場時刻、退場時刻を管理する	来賓プロトコル 101.スタジアムへの入退場の管理 (3)来場者名簿を利用して、来場時刻を管理する	
4	設営関係プロトコル 139.撤収作業 (1)予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻、退場時刻を管理する ●感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく	設営関係プロトコル 139.撤収作業 (1)予め作業に参加する者の名簿を用意し、来場時刻を管理する ●感染者が出た場合、直ちに連絡がとれるよう、連絡先を把握しておく	

## VAR 導入に伴う改正、飲水タイムの運営の一部変更

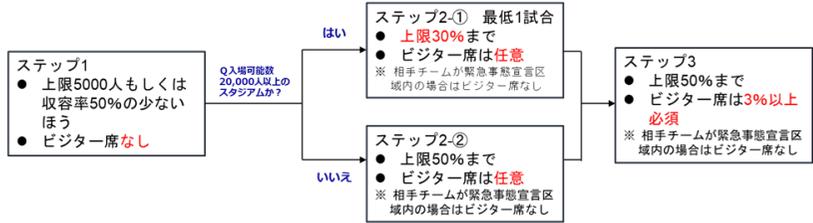
No	現行版	2/8 改定	改定ポイント
5	プロトコル 6：無観客での試合開催 プロトコル 7：制限付きの試合開催 <b>XXIV. チーム、審判員、及び競技</b> 123.競技規則、試合実施要項等の適用 (1)VAR は実施しない (2)交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する (3)原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。	プロトコル 6：無観客での試合開催 プロトコル 7：制限付きの試合開催 <b>XXIV. チーム、審判員、及び競技</b> 123.競技規則、試合実施要項等の適用 (1)交代選手数を 5 人まで認める FIFA の特別ルールを適用する (2)原則として WBGT に関わらず飲水タイムを設ける。 <u>但し、両チームが</u> 飲水タイムを設けないことで合意した場合はその限りではない	● VAR 実施に伴う改正 ● 飲水タイムに関する追記

J リーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

緊急事態宣言下の制限の考え方

No	現行版	2/8 改定	改定ポイント																																																																	
6	<p>プロトコル 7：制限付きの試合開催  <b>XXVII. 制限の考え方（2020 年 10 月 20 日 一部改定）</b>                      9 月 30 日以降、当面の間、すべてのカテゴリで「<b>厳戒態勢</b>」を適用する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>カテゴリ</th> <th>現在</th> <th>9/30~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>チケット팅</td> <td>超厳戒態勢</td> <td rowspan="8"> <b>厳戒態勢</b>                       （但し、来場制限の緩和やビジター席の設置は、下記の<b>段階的な緩和のステップ</b>に従い運用する）                 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ゾーニング</td> <td>厳戒態勢</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>会場運営</td> <td>厳戒態勢</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>メディア及び中継制作</td> <td>厳戒態勢</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>来賓対応</td> <td>厳戒態勢</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>競技関連</td> <td>厳戒態勢</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ファン・サポーター</td> <td>超厳戒態勢</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>試合会場設営・撤去</td> <td>厳戒態勢</td> </tr> </tbody> </table> <p>※来場制限の緩和、およびビジター席の設置は、下記に定める「<b>段階的な緩和のステップ</b>」に従いクラブごとに決定する                      ※今後も感染状況に応じ、政府や自治体の方針、専門家の見解等により適用が変更される場合がある</p> <p><b>段階的な緩和のステップ</b></p>	No	カテゴリ	現在	9/30~	1	チケット팅	超厳戒態勢	<b>厳戒態勢</b>  （但し、来場制限の緩和やビジター席の設置は、下記の <b>段階的な緩和のステップ</b> に従い運用する）	2	ゾーニング	厳戒態勢	3	会場運営	厳戒態勢	4	メディア及び中継制作	厳戒態勢	5	来賓対応	厳戒態勢	6	競技関連	厳戒態勢	7	ファン・サポーター	超厳戒態勢	8	試合会場設営・撤去	厳戒態勢	<p>プロトコル 7：制限付きの試合開催  <b>XXVII. 制限の考え方</b>                      140.各プロトコルの運用（2021 年 2 月 8 日時点）  <u>プロトコル 7 に記載の全てのカテゴリで厳戒態勢を適用する。ただし、緊急事態宣言下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては、チケット팅、ファン・サポーターのプロトコルは超厳戒体制を適用する。</u></p> <p><b>緊急事態宣言を受けた対応（2021 年 2 月 8 日 改定）</b></p> <p>&lt;緊急事態宣言対象区域におけるイベント開催制限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（2月2日栃木県解除）</li> <li>対象期間：2021年3月7日（日）まで（従前：2月7日まで）</li> <li>人数上限：5,000人、かつ、50%以下（1席空け可）</li> <li>イベント開催時刻：20時までの営業時間短縮の働きかけ</li> <li>酒類の提供：11時から19時まで</li> </ul> <p>&lt;試合開催方針&gt;</p> <p>今回の緊急事態宣言およびその延長に伴い、緊急事態宣言対象区域に指定された都府県で開催する試合については、政府より通達されたイベント開催制限に則り、試合を開催する</p> <p>緊急事態宣言対象区域の自治体（独自の緊急事態宣言を発出している都道府県含む）より、異境をまたぐ移動制限の要請が出されている都道府県もあることから、ホームもしくはアウェイクラブが緊急事態宣言対象区域の場合においては、ビジター席の設置を控えることで、緊急事態宣言区域への人の移動および緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大の防止に努める</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>ホーム</th> <th>アウェイ</th> <th>チケットプロトコル</th> <th>人数上限</th> <th>ビジター席</th> <th>キックオフ時刻</th> <th>アルコール販売</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>緊急事態</td> <td>緊急事態もしくは緊急事態以外</td> <td>超厳戒態勢</td> <td>5,000人 かつ 50%以下</td> <td>設置なし</td> <td>18時以前 (20時試合終了)</td> <td>可 19時まで</td> <td>緊急事態宣言区域での試合 →人数上限5,000人、かつ、50%以下 緊急事態宣言区域への人の移動による感染拡大防止 ホーム側の観客感染確保 →ビジター席の設置なし</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>緊急事態以外</td> <td>緊急事態</td> <td>厳戒態勢</td> <td>50%</td> <td>設置なし</td> <td>-</td> <td>可</td> <td>緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50% 緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大防止 →ビジター席の設置なし</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>緊急事態以外</td> <td>緊急事態以外</td> <td>厳戒態勢</td> <td>50%</td> <td>設置あり</td> <td>-</td> <td>可</td> <td>緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※緊急事態宣言対象区域であっても自治体からの厳しい要請があった場合、上記より厳しい条件とすることも可能とする                      ※緊急事態宣言対象区域以外であっても、自治体が独自の緊急事態宣言を出している場合には、緊急事態宣言区域に準ずる条件とすることも可能とする                      ※緊急事態宣言対象区域が解除された都道府県のイベント開催制限は、自治体と協議の上、段階的な緩和につとめることが、政府の方針にも明記されている</p>	No.	ホーム	アウェイ	チケットプロトコル	人数上限	ビジター席	キックオフ時刻	アルコール販売	考え方	①	緊急事態	緊急事態もしくは緊急事態以外	超厳戒態勢	5,000人 かつ 50%以下	設置なし	18時以前 (20時試合終了)	可 19時まで	緊急事態宣言区域での試合 →人数上限5,000人、かつ、50%以下 緊急事態宣言区域への人の移動による感染拡大防止 ホーム側の観客感染確保 →ビジター席の設置なし	②	緊急事態以外	緊急事態	厳戒態勢	50%	設置なし	-	可	緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50% 緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大防止 →ビジター席の設置なし	③	緊急事態以外	緊急事態以外	厳戒態勢	50%	設置あり	-	可	緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50%	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限の考え方に緊急事態宣言の方針を反映</li> <li>段階的な緩和ステップを改定</li> </ul>
No	カテゴリ	現在	9/30~																																																																	
1	チケット팅	超厳戒態勢	<b>厳戒態勢</b>  （但し、来場制限の緩和やビジター席の設置は、下記の <b>段階的な緩和のステップ</b> に従い運用する）																																																																	
2	ゾーニング	厳戒態勢																																																																		
3	会場運営	厳戒態勢																																																																		
4	メディア及び中継制作	厳戒態勢																																																																		
5	来賓対応	厳戒態勢																																																																		
6	競技関連	厳戒態勢																																																																		
7	ファン・サポーター	超厳戒態勢																																																																		
8	試合会場設営・撤去	厳戒態勢																																																																		
No.	ホーム	アウェイ	チケットプロトコル	人数上限	ビジター席	キックオフ時刻	アルコール販売	考え方																																																												
①	緊急事態	緊急事態もしくは緊急事態以外	超厳戒態勢	5,000人 かつ 50%以下	設置なし	18時以前 (20時試合終了)	可 19時まで	緊急事態宣言区域での試合 →人数上限5,000人、かつ、50%以下 緊急事態宣言区域への人の移動による感染拡大防止 ホーム側の観客感染確保 →ビジター席の設置なし																																																												
②	緊急事態以外	緊急事態	厳戒態勢	50%	設置なし	-	可	緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50% 緊急事態宣言区域からの人の移動による感染拡大防止 →ビジター席の設置なし																																																												
③	緊急事態以外	緊急事態以外	厳戒態勢	50%	設置あり	-	可	緊急事態宣言区域以外での試合における収益確保 →人数上限50%																																																												

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

<p>段階的な緩和のための手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各ステップで試合を実施し、安全（ガイドラインを遵守できること）を確認したのち、次のステップに進む <ul style="list-style-type: none"> <li>入場可能数 2 万人以下のスタジアムの場合、9/30 以降、ステップ 2-1 又は 2-2 で試合開催できる(a)</li> </ul> </li> <li>ステップアップを希望するクラブは試合終了後、Jリーグに感染対策レポートを提出する <ul style="list-style-type: none"> <li>試合翌日の 14 時を提出期限とする。専用フォームを使用する</li> <li>上記(a)の場合、直前試合のレポートを提出する（翌日 14 時を過ぎてもよい）</li> </ul> </li> <li>10/30 以降のホーム試合には、必ずビジター席を設ける。ビジター席数は、発売チケット数の 3%を下限とする</li> <li>試合日 2 週間前からのチケット発売を可とする <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として 10/17 試合からとする</li> <li>現在の土日の発売開始時刻を遵守する</li> </ul> </li> <li>10/30 以降、アルコール販売は容認される。提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</li> </ol>	<p>段階的な緩和のステップ（緊急事態宣言解除後の対応）</p>  <p>141. 段階的な緩和のための手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言解除が確認されたのち、5,000 人上限から 50%上限へと緩和するにあたり入場可能数が 20,000 人以上のスタジアムで開催する場合は、下記の段階的な緩和のステップを踏むこと。  <u>ステップ 1（現状）：上限 5,000 人もしくは収容率 50%の少ないほうとし、ビジター席はなし。</u>  <u>ステップ 2：30%上限（最大 1 万人）での運営を 1 試合以上行い、ステップ 3 へ移行する。ビジター席は任意とする。</u>  <u>ステップ 3：50%を上限とし、ビジター席は原則 3%以上を設置する</u> </li> <li>入場可能数 20,000 人未満のスタジアムで開催する場合も、段階的な緩和策として、ステップ 3 へ移行する前にステップ 2（ビジター席を任意とする）を踏むことができる。</li> <li>ステップ 2 から 3 への移行時には、安全（ガイドラインを遵守できること）を確認する。ステップアップを希望するクラブは試合終了後、Jリーグに感染対策レポートを提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>試合翌日の 14 時を提出期限とする。専用フォームを使用する。</li> <li>レポートが未提出の場合や、提出された内容や運営に著しく改善を要する内容が含まれていた場合、Jリーグはステップアップを</li> </ul> </li> </ol>	
---	--	--

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

		<p>保留する場合がある。ステップアップを保留する場合は、レポートの受理後、原則 2 営業日以内に当該クラブへ通知する。</p> <p>4. <u>ステップ 2 におけるビジター席の設置はクラブ任意とする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。</u></p> <p>5. <u>ステップ 3 へ移行する際には、必ずビジター席を設ける。ビジター席数は、発売チケット数の 3%を下限とする。ただし、ビジターチームが緊急事態制限区域にある場合は設置しない。</u></p> <p>6. <u>緊急事態宣言解除後も、自治体によってまん延防止等重点措置が講じられる場合などで上記の緩和ステップよりも厳しい基準が設けられることがある。その場合は自治体の基準が優先される。該当する場合は Jリーグへ報告すること</u></p>	
--	--	--	--

## 超厳戒体制下での座席間隔の 1 m→1 席への緩和

No	現行版	2/8 改定	改定ポイント
7	<p>プロトコル 7：制限付きの試合開催 チケットングプロトコル（超厳戒態勢） <a href="#">政府方針</a>に則り運用 ※今後、感染状況により変更になる可能性があります。</p> <p>1. 周囲との間隔 イスの中心から半径 1m 以上の間隔あける</p> <p>2. <a href="#">感染対策上の要件</a>を満たすことで、上限は入場可能数の 50% までとする</p> <p>3. 入場可能数が 20,000 人以上のスタジアムは 30%程度から段階的な緩和に努める</p> <p>4. 前項 2.3 に沿って上限を増やす際には<a href="#">確認事項</a>の確認・実施を徹底する</p> <p>5. 席割はクラブにて決定する</p> <p>6. ビジター席の設置はしない</p>	<p>プロトコル 7：制限付きの試合開催 チケットングプロトコル（超厳戒態勢）</p> <p>1. 周囲との間隔 <u>前後左右 1 席以上の間隔を空ける</u></p> <p>2. <u>5,000 人、もしくは 50%の少ないほうを上限とする</u></p> <p>3. <u>厳戒態勢へ緩和する際には「141.段階的な緩和のための手続き」に定めるステップを踏む</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4. 席割はクラブにて決定する</p> <p>5. ビジター席は設置しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1/13 政府通達にて 5,000 人上限の際に 1mではなく 1 席以上の間隔をあけることが明記されたことから、超厳戒体制下の座席間隔を緩和</li> <li>● 記者席も上記に準じ改定</li> </ul>

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

	7. チケット販売は下記の通りとする <ul style="list-style-type: none"> <li>1 試合毎の販売</li> <li>販売期間は 1 週間程度</li> <li>シーズンシート (SS) のみ、ファンクラブ (FC) のみ、一般発売有無はクラブにて決定する</li> </ul>	6. チケット販売は下記の通りとする <ul style="list-style-type: none"> <li>1 試合毎の販売</li> <li>販売期間は 2 週間程度</li> <li><u>一般発売有無はクラブにて決定する</u></li> </ul>	
8	メディア及び中継制作・送信プロトコル (超厳戒体制) 4.記者席での取材活動について (1)取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、隣の記者との間隔をできるだけ 2m、最低 1m 以上あけて着席することとする。また Jクラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。	メディア及び中継制作・送信プロトコル (超厳戒体制) 4.記者席での取材活動について (1)取材活動が許可された記者については、指定された記者席で取材活動をおこなう。その際、 <u>最低 1 席以上あけて</u> 着席することとする。また Jクラブ広報担当者は各メディアの座席位置指定し把握する。	

## 超厳戒体制下でのチケット販売間隔の緩和

No	現行版	2/8 改定	改定ポイント
9	プロトコル 7：制限付きの試合開催 チケットングプロトコル (超厳戒態勢) チケット販売は下記の通りとする <ul style="list-style-type: none"> <li>1 試合毎の販売</li> <li>販売期間は 1 週間程度</li> <li>シーズンシート (SS) のみ、ファンクラブ (FC) のみ、一般発売有無はクラブにて決定する</li> </ul>	プロトコル 7：制限付きの試合開催 チケットングプロトコル (超厳戒態勢) チケット販売は下記の通りとする <ul style="list-style-type: none"> <li>1 試合毎の販売</li> <li>販売期間は <u>2 週間程度</u></li> <li>シーズンシート (SS) のみ、ファンクラブ (FC) のみ、一般発売有無はクラブにて決定する</li> </ul>	● 現状に鑑みて、超厳戒体制のチケット販売間隔を 1 週間から 2 週間へ延伸

## 緊急事態宣言下のアルコール販売時間の制限 (厳戒体制のみ)

No	現行版	2/8 改定	改定ポイント
10	プロトコル 7：制限付きの試合開催 会場運営プロトコル (厳戒体制) 10.場内/場外売店/チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売は容認される。10/30 以降、ア	プロトコル 7：制限付きの試合開催 会場運営プロトコル (厳戒体制) 10.場内/場外売店/チケット販売所 (1) 飲食・グッズの販売・当日券販売は容認される。 <u>アルコール販売は容</u>	● 緊急事態宣言下のアルコール販売の制限を追記

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

	<p>アルコール販売は容認される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。</li> <li>提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</li> </ul>	<p><u>認められるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域において、提供は 11 時から 19 時までとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供有無や提供方法は主管クラブが判断する。</li> <li>提供の際は、応援マナーの遵守の呼びかけを強化する。</li> </ul>	
11	<p>来賓プロトコル（厳戒体制）</p> <p>(2)ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する（10/30 よりアルコールの提供も容認される）。</p>	<p>来賓プロトコル（厳戒体制）</p> <p>(2)ドリンク提供はサーブするスタッフを配置する、もしくは、ペットボトルで提供する（<u>アルコールの提供も容認されるが、緊急事態宣下の地域またはそれに準じる宣言が発令されている地域においては提供は 11 時から 19 時までとする</u>）。</p>	

## 入場時セレモニーに関する一部緩和

No		2/8 改定	改定ポイント
12	<p>競技に関するプロトコル</p> <p>12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ</p> <p>(3) フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは行わない</p>	<p>競技に関するプロトコル</p> <p>12. 選手及び審判団のピッチ入場～キックオフ</p> <p>(3) <u>フェアプレー旗、クラブ旗、エスコートキッズは入場動線を選択と別にするなど密を避ける工夫をすること、およびピッチ上で選手と社会的距離を取れていれば実施することは容認される</u></p>	● 条件付きで緩和
13	<p>13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出</p> <p>(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される</p> <p>(2) 下記のような演出は容認される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>演出によるスタジアムへの来場者増がなく、また演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ</li> <li>試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影</li> <li>試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる</li> </ul>	<p>13. ピッチ周辺でのクラブパートナー/スポンサーの露出</p> <p>(1) 広告看板、バナー等は、通常の試合と同様に掲出される</p> <p>(2) 下記のような演出は容認される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>演出時に社会的距離（できるだけ 2m、最低 1m）を保つ</u></li> <li>試合前キャプテンが、マッチデースポンサーのボードをもって、写真撮影</li> <li>試合後の MOM 表彰。選手が自ら提供ボードを掲げる</li> <li><u>出場達成（例：200 試合出場）等のセレモニー時は、当該選手の家族の参加は妨げない</u></li> </ul>	● 条件付きで緩和

## Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン 主な改定内容【2021 年 2 月 8 日時点】

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>スポンサー関係者が参加することは妨げない</u></li> </ul>	
--	--	---	--

## 年次改定

No	現行版	2 / 8 改定	改定ポイント
14	<p>ファン・サポータープロトコル</p> <p>2.応援スタイルについて</p> <p>厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫感染</li> <li>・接触感染</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>2020 年 8 月 25 日付で、下記のとおり応援スタイルを容認される行為と禁止行為とで整理しました。</p> <p>(中略)</p> <p>・10/17 以降、太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為</p>	<p>ファン・サポータープロトコル</p> <p>2.応援スタイルについて</p> <p>厚生労働省の HP では、新型コロナウイルスの感染経路について下記のように説明されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛沫感染</li> <li>・接触感染</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ファン・サポーターの皆さまには引き続き、上記につながる行為もしくはそのリスクがある行為をお控え頂きますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>・太鼓、応援ハリセン等、自席で叩ける鳴り物の使用は、主管クラブが使用可否を判断する。ただし、メガホンの使用は除く。また、スタジアム備品を叩く行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年次が変わったため施行日の削除</li> </ul>